

福島第一原子力発電所における 新型コロナウイルス対策について

2022年2月7日



東京電力ホールディングス株式会社

1. 新型コロナウイルス感染防止対策の概要

- オミクロン株感染者の急増を受け、経済産業大臣から各指定公共機関に対してコロナ禍においても支障なく事業継続できる対応を要請されたことを踏まえ、発電所運営においても支障がないよう、1月25日から感染防止対策を強化。今後も引き続き、感染拡大防止対策を適切に実施し、安全最優先で廃炉作業に取り組んでいく
- オミクロン株は従来株より感染力が強く家庭内での感染も増加しており、かつ発症までの期間が短い傾向にあることから、福島県外への不要不急の移動を慎重に判断するとともに、県外に移動した場合には、福島県に戻った翌日の発電所出社を控え非出社(休暇若しくは在宅勤務)とし、出社当日までに抗原検査による陰性確認及び家族を含めた体調確認を確実にを行い出社の可否を判断するなど、対策を強化
- 出社前検温の実施やマスク着用の徹底、休憩所の時差利用等による3密回避、黙食等の基本的な感染防止対策は引き続き実施
- 現時点(2月1日17時)**では、福島第一原子力発電所で働く社員及び協力企業作業員等において、新型コロナウイルス累計感染者数は、**125名(社員14名、派遣社員1名、協力企業作業員109名、取引先企業従業員1名)**
- 感染者発生に伴う工程遅延等、廃炉作業への大きな影響は生じていない

2. 新型コロナウイルス対策事項（全体）（1/4）

<東京電力HD(株)社員及び協力企業作業員共通>

■ 日々の行動と会食（会合）自粛（一部対策強化）

- ・ 不特定多数が集まる場所への外出は控える
- ・ まん延防止適用エリア等での対面による会合等（飲み会、宴会等）の開催・参加は原則禁止

■ 福島県内外への移動（一部対策強化）

- ・ 移動先の感染者状況を踏まえ、不要不急かどうかを各自がより慎重に判断。やむを得ず移動する場合は、極力マイカーを使用し、不特定多数との接触を回避
- ・ 移動先においても基本的な感染予防対策の徹底、感染防止を意識した3密回避行動の励行
- ・ 宿泊の有無を問わず福島県外へ移動した場合、原則、福島県へ戻った翌日は発電所への出社を控え、非出社(休暇若しくは在宅勤務)。また、出社当日までに、社員本人及び家族の体調確認、3密・大人数・不特定多数の接触有無、抗原検査結果を上司又は管理者へ報告
- ・ 福島県内居住者は、出社当日までに社員本人及び家族(同居若しくは接触がある場合)の体調確認、3密・大人数・不特定多数の接触有無を上司又は管理者へ報告

■ 会議及び来訪者との打合せ（対策強化）

- ・ 社内外問わず対面による会議は原則中止とし、オンライン会議を活用
- ・ 社外者の来訪は、やむを得ないものを除き原則中止（来訪お断り）

■ 行動履歴の確認（継続実施）

- ・ 個人と同居する家族の行動履歴は記録に残し、上司又は管理者は個人の行動履歴を確認
- ・ 移動先で家族と接触する場合、移動前に家族の行動履歴に問題が無いことを確認
- ・ 休日明けの出社前には行動履歴及び家族を含めて体調に問題が無いことを確認

2. 新型コロナウイルス対策事項（全体）（2/4）

<東京電力HD(株)社員及び協力企業作業員共通>

■ 赤外線サーモグラフィーによる体表温度検査の実施（継続実施）

- ・ 発電所各所で実施し、37.0℃以上の場合は入館（入所）不可

■ 食堂での対面喫食禁止、黙食の徹底、椅子の間引き（継続実施）

■ 日常の健康管理など（継続実施）

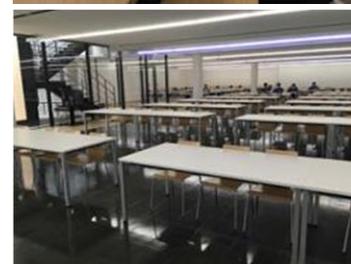
- ・ 入社前検温を実施し、体調不良の場合は出社を見合わせ

■ 発電所への新規入所者管理（継続実施）

- ・ 福島県外からの新規入所者は、入県前に「2週間の行動履歴」及び「抗原検査を実施し、結果に問題が無いこと」を確認

■ 新型コロナウイルスワクチンの職域接種

- ・ 総数約3,700名（社員約950名、協力企業作業員約2,750名）への職域接種については、2021年9月14日の接種をもって2回目を完了
- ・ 3回目の職域接種については実施に向け検討中



2. 新型コロナウイルス対策事項（全体）（3/4）

<東京電力HD(株)社員>

■ 出張（一部対策強化）

- ・ 国内及び海外出張いずれも原則禁止とし、オンライン会議を活用
- ・ 福島県外へやむを得ず出張する場合の承認者を発電所長に変更
- ・ 行動履歴問題なしを直属の上司が確認し、出社許可
- ・ 他立地県（新潟県若しくは青森県）への出張は、移動前に抗原検査を実施

■ 緊急時対策体制を維持するため、代替者の在宅勤務を指示（対策強化）

■ 時差勤務、在宅勤務の推奨（継続実施）

- ・ 業務上支障のない範囲で、各グループにて、積極的に取り組む
- ・ 計画的かつ組織的にフレックスタイム勤務を活用
- ・ 社給PCやiPadによる在宅勤務を推進

■ 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認（継続実施）

- ・ 全所員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
- ・ 発熱傾向の者は出社を控えるとともに職場管理者に報告
- ・ 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに労務担当箇所へ報告

■ マスク着用義務（継続実施）

- ・ 全所員に対しマスク着用を義務化（単身赴任者の自宅帰省時を含む）

■ 独単身寮食堂へのシフト制及び区画制の導入（継続実施）

- ・ 交替勤務者の感染予防のため、利用にあたってのシフト制及び区画制を導入

2. 新型コロナウイルス対策事項（全体）（4/4）

<協力企業作業員>

■ 日常の健康管理など（継続実施）

- ・ マスクの着用(不織布を推奨)、手洗い等基本的な感染予防対策の徹底、3密回避の行動をとる
- ・ 出社前検温を実施し、体調不良の場合は出社を見合わせ
- ・ 通勤車両等での移動中はマスクの着用、外気取り込み空調の設定など一般的な感染防止対策の徹底
- ・ 発電所休憩所において3密回避(時差作業、休憩等)調整を行い、作業者が集中しないよう配慮

■ 協力企業に対する情報連絡の依頼（継続実施）

- ・ 各協力企業において、呼吸困難・倦怠感・高熱等の強い症状が発生した場合には
当社への報告を指示
- ・ 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに当社への報告を指示

3. 当直体制

- 現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制
- 廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な「燃料デブリの管理」「使用済燃料の継続的な冷却」「汚染水の適切な処理」を担う当直員が感染することを回避するため、当直員と当直員以外の動線を分ける対策を講じている

■ 通勤バスの扱い

- ・ 「交替勤務者優先バス」を「交替勤務者専用バス」に運用変更

■ 建屋内通路等での当直員以外の者との接触回避

- ・ 入退域管理棟から免震棟までの移動ルート（又は時差）による分離
- ・ 着替え所を当直員と当直員以外で分離
- ・ 免震棟集中監視室の出入口を当直員と当直員以外で分離

■ 免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操への入室時の対策

- ・ 当直員以外の入室を原則禁止。やむを得ず入室する場合は、入室前の検温、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
- ・ 追跡調査のため入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）

■ 運転員の執務環境関係

- ・ 保全部門等からの作業受付場所を集中監視室外に変更
- ・ 当直員同士の引き継ぎは、引き継ぐ内容を事前に整理し、短時間かつ一定の離隔距離を取って実施

■ 空調の独立化等による他居住空間からの回り込み防止

- ・ 免震棟緊急対策室並びに5・6号機中央制御室の空調は、他エリアと別であり独立

4. その他 (1/2)

■ 感染者が出たときの対策（東京電力HD(株)及び協力企業作業員共通）

- ・ 感染者本人及び濃厚接触者の非出社対応
 - ・ 感染者本人及び濃厚接触者は、速やかに自宅待機や在宅勤務とする
 - ・ 濃厚接触者（疑い者も含む）のPCR検査受検については、医療機関及び保健所の指示に従う
- ・ 感染者が使用したエリアの消毒
 - ・ 感染者が使用したエリアは、速やかに消毒
 - ・ 濃厚接触者の使用エリアも、速やかに消毒
- ・ 感染者本人は速やかに保健所へ連絡し、以降の対応は、保健所の指示に従う

■ 視察状況

- ・ 視察者の受入れは、1月25日より中止（当面の間）

■ 各装備品の取り扱い

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まりが続いているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保している
- ・ 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、福島第一原子力発電所の廃炉作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に向けて、調達先の拡大などの必要な対応に加えて、作業員の安全性確保を大前提とした各装備品（防護装備）の柔軟な取り扱いなどを行っている

4. その他 (2/2)

■ 新型インフルエンザ予防接種状況

<2022年1月22日時点>

接種者数： 社員716名(出向受入76名含む) 、 協力企業従業員4,824名